

常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成26年常滑市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第7条第1項第1号の規則で定める者)

第2条 条例第7条第1項第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項の規定により設立された土地開発公社
- (7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (9) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (10) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し必要な措置を講ずることができるものとして市長が認めるもの

2 前項第10号の規定による市長の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

(条例第7条第1項第2号の規則で定めるもの)

第3条 条例第7条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条

- 第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う行為
- (2) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項の規定による届出を要する行為
（条例第7条第1項第3号の規則で定める土地の埋立て等）
- 第4条 条例第7条第1項第3号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。
- (1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる農地改良に伴い行う土地の埋立て等で次に定める範囲のもの
ア 盛土した部分の高さの最大値が1メートル以内
イ 切り下げた部分の深さの最大値が60センチメートル以内
ウ 掘削した部分の深さの最大値が60センチメートル以内
- (2) 災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (3) 駐車場、資材置場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常
の管理行為として行う土地の埋立て等
- (4) 土地所有者が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行
う土地の埋立て等
- (5) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）
その他の法令等に基づく許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し
何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場か
ら採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業
- (6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の
原材料となる土砂等の堆積
- (7) 土地の造成又はこれに類する行為を行う土地の区域内において、当
該区域内から発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等
（他法令等による埋立て等の届出）
- 第5条 条例第7条第2項の届出は、他法令等による埋立て等届出書（様式第
2号）によるものとする。
（許可の申請）
- 第6条 条例第8条第1項の許可申請書は、土地の埋立て等許可申請書（様式
第3号）によるものとする。
- 2 前項の場合において、事業主が隣接区域内等で土地の埋立て等を施工する
日前3年以内に別の土地の埋立て等を完了し、又は施行中であるときは、当
該別の土地の埋立て等について併せて記載するものとする。
（添付書類）
- 第7条 条例第8条第2項第1号の同意書は、土地所有者等の同意書（様式第
4号）によるものとする。
- 2 条例第8条第2項第2号の結果報告書は、説明会結果報告書（様式第5号）
とによるものとする。
- 3 条例第8条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
 - (2) 事業主の住民票の写し（事業主が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書）
 - (3) 事業区域の土地及び事業区域の土地に隣接した土地の公図の写し
 - (4) 隣接地権者等の承諾書（様式第6号）
 - (5) 事業主が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
 - (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第7号）
 - (7) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第8号）
 - (8) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図（様式第9号）
 - (9) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図
 - (10) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
 - (11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所の位置図、現況平面図及び面積計算書
 - (12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
 - (13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第10号）及び地質分析結果証明書（様式第11号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。）
 - (14) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の設置計画書及び構造計算書
 - (15) 土地の埋立て等が法令等に基づく許可等を要するものである場合にあっては、当該法令等に基づく許可等を受けたことを証する書類又は許可等の見込みのあることを示す書類
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 4 第3項第13号に規定する土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が、採石法第33条又は砂利採取法第16条の認可を受けた採取場である場合は、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第12号）により代えることができる。
- 5 第3項第13号に規定する土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等が、国又は地方公共団体が行う公共事業から発生する土砂等である場合は、省略することができる。
- （許可の基準）
- 第8条 条例第9条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 条例第9条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の有害物質による汚染状態は、別表第1の左欄に掲げる物質の項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる環境上の条件に適合するものとする。
- 3 条例第9条第1項第3号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。
- 4 条例第9条第1項第4号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。
(許可等の通知)

第9条 市長は、条例第8条第1項の規定による許可申請書が提出されたときは、内容等を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等許可書(様式第13号)により事業主に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の許可申請書の内容を審査し、許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等不許可通知書(様式第14号)により事業主に通知するものとする。
(変更の許可の申請等)

第10条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第15号)に条例第8条第2項に規定する書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - (1) 事業主の住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称(法人にあっては、その代表者の氏名を含む。)の変更
 - (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)
 - (3) 土地の埋立て等を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
 - (4) 土地の埋立て等の施工に関する事業計画の変更(前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)
 - (5) 施工管理者の変更又はその者の氏名若しくは住所の変更
(変更の許可等の通知)

第11条 市長は、条例第10条第1項の規定による変更許可申請書が提出されたときは、内容等を審査し、許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等変更許可書(様式第16号)により事業主に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の変更許可申請書の内容を審査し、許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等変更不許可通知書(様式第17号)により事業主に通知するものとする。
(軽微な変更の届出)

第12条 条例第10条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等軽微な変更の届出書(様式第18号)によるものとする。
(許可の取消し)

第13条 条例第11条の規定による土地の埋立て等の許可の取消しは、土地の埋立て等許可取消書(様式第19号)によるものとする。

(着手の届出)

第14条 条例第13条の規定による届出は、土地の埋立て等着手届出書（様式第20号）によるものとする。

(標識の掲示)

第15条 条例第14条第1項の規定による標識は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第21号）によるものとする。

(完了の届出)

第16条 条例第15条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等完了届出書（様式第22号）によるものとする。

(廃止又は休止の届出)

第17条 条例第16条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等廃止・休止届出書（様式第23号）によるものとする。

(再開の届出)

第18条 条例第17条の規定による届出は、土地の埋立て等再開届出書（様式第24号）によるものとする。

(地位の承継の届出)

第19条 条例第18条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届出書（様式第25号）によるものとする。

(台帳への記載)

第20条 条例第20条の規定による台帳の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第26号）により、施工期間中、毎日行わなければならない。

2 条例第20条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 記録者氏名
- (4) 搬入時刻
- (5) 搬入車両登録番号
- (6) 搬入業者の名称
- (7) 運転者氏名
- (8) 数量
- (9) 土砂等の積込み場所
- (10) 施工作業の内容
- (11) その他土地の埋立て等の施工に必要な事項
(土壌の調査等)

第21条 第7条第3項第13号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央

の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第1の左欄に掲げる物質ごとに行うこと。

2 前項の規定は、条例第21条に規定する土壌の調査について準用する。

3 前項の調査は、条例第21条の各期間経過後、市長の指定する職員の立会いの上、速やかに行わなければならない。

4 条例第21条の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 前項の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書
(身分証明書の様式)

第22条 条例第23条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第27号）によるものとする。

(改善勧告)

第23条 条例第24条の規定による勧告は、改善勧告書（様式第28号）によるものとする。

(措置命令)

第24条 条例第25条の規定による措置命令は、措置命令書（様式第29号）によるものとする。

(土地所有者への改善勧告)

第25条 条例第26条の規定による勧告は、土地所有者への改善勧告書（様式第30号）によるものとする。

(土地所有者への措置命令)

第26条 条例第27条の規定による措置命令は、土地所有者への措置命令書（様式第31号）によるものとする。

(公表)

第27条 条例第29条の規定による公表は、市広報紙（ホームページを含む。）への掲載により行うものとする。

(経過措置による届出書)

第28条 条例附則第3項の届出書は、施工事業届出書（様式第32号）とする。

2 条例附則第4項の届出書は、施工事業変更届出書（様式第33号）とする。

(書類の提出部数)

第29条 条例及びこの規則により市長に提出する書類の提出部数は、次に掲げ

るとおりとする。

- (1) 第6条第1項の規定による土地の埋立て等許可申請書及び添付書類
正本1部及び副本3部
- (2) 第10条第1項の規定による土地の埋立て等変更許可申請書及び添付
書類 正本1部及び副本3部
- (3) その他の報告書及び届出書 1部
(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第44号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月17日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月11日規則第3号）

この規則は、令和元年7月11日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和3年12月22日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則18号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第8条関係）

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和46年農林省令第47号）に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機りん	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49環告第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49環告第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
ひ素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46環告第59号」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46環告第59号付表2及び昭和49環告第64号付表3に掲げる方法

PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー）	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	昭和46環告第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	昭和46環告第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46環告第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

セレン	検液 1ℓにつき0.01mg 以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液 1ℓにつき0.8mg 以下であること。	規格34.1に定める方法又は規格34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46環告第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1ℓにつき 1 mg 以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1ℓにつき0.05mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
<p>備考</p> <p>1 測定に当たっては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)によること。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>		

別表第2 (第8条関係)

施工に関する基準

- 1 事業区域には、次に掲げる区分に応じた保安距離を確保すること。ただし、掘削を伴わない土地の埋立て等で、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 隣接地に国道、県道又は市道等がある場合その境界から5メートル以上
 - (2) 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上
 - (3) 事業区域の周辺に家屋等の建物がある場合当該建物の軒下から10メートル以上
 - (4) 隣接地に宅地がある場合その境界から5メートル以上
 - (5) その他の場合 隣接地の境界から2メートル以上
- 2 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑り

- が生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 3 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
 - 4 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、30度以下とする。
 - 5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。
 - 6 土地の埋立て等の高さが5メートルを超える場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
 - 7 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準によりえん堤を設置する場合は、この限りでない。
 - 8 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
 - 9 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植栽その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第8条関係）

生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な措置に関する基準

土地の埋立て等の施工管理体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。その高さは、150センチメートル以上とし、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。 3 事業区域内に立ち入らない旨の看板を設置すること。 4 事業区域への出入口は、原則として1か所とし、作業終了後は施錠すること。 5 土砂等の搬入及び作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。 6 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。
粉じんの飛	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の埋立て等に伴い、粉じんが発生する場合については、散水、

散及び雨水等の流出の防止対策	<p>防じん剤散布等発生を抑制するための措置を講じること。</p> <p>2 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>3 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</p>
騒音及び振動の防止対策	<p>騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する特定建設作業に準じること。</p>
交通安全対策	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 搬入経路が通学路に当たるときは、常滑市教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講じること。</p> <p>3 土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等による汚損等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じること。</p>
その他生活環境の保全及び災害の発生の防止対策	<p>1 着手の日から2年以内に完了する事業計画となっていること。ただし、土砂等の入替えを常とする一時的な堆積を行う場合は、この限りではない。</p> <p>2 事業区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講じること。</p> <p>3 事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、樹木等に影響を及ぼさないこと、又は機能を阻害させないこと。</p> <p>4 事業区域の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施工前及び施工後に調査等を行い、影響がある場合は、必要な措置を講じること。</p>